

令和7年度

第1回松本市地域包括支援センター運営協議会議事録

松本市地域包括支援センター運営協議会事務局

令和7年度第1回松本市地域包括支援センター運営協議会次第

日 時 令和7年7月7日（月）
午後1時から
会 場 第1応接室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 報告事項

ア 令和6年度地域包括支援センター収支決算及び令和7年度収支予算について 資料1

イ 令和6年度松本市地域包括支援センター活動実績について……資料2

ウ 居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定状況について…… 資料3

(2) 協議事項

ア 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置の運用手順について
資料4-1～4-4

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について
資料5、6

(3) その他

松本市終活情報登録制度について…………… 別紙

4 閉 会

1 開会 事務局 午後0時55分 開会を宣言
(委員11名中10名出席)

2 会議事項

(1) 報告事項

ア 令和6年度地域包括支援センター収支決算及び令和7年度収支予算について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料1に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

(特に意見等なし)

イ 令和6年度松本市地域包括支援センター活動実績について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料2に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

事務局 地域ケア会議の開催状況が地区によってばらつきがある。地区での開催状況に差があっても良いが、地域ケア会議の開催がないことで現場では苦労する部分もあるのではないかと認識しているか。この状況をどのように認識しているか。

事務局 地域ケア会議については、地域づくりセンター長主導で行う地域ケア会議と、地域包括支援センターが主導する個別事例に関わる課題について協議する個別地域ケア会議として役割分担して2年が経過する。地域課題には、高齢者の生活だけに関わるのではなく、子供に関することや地域の交通手段の確保、町会の負担等、地域で生活していく中の様々な課題がある。そういった中で、地域の中で何をテーマとして取り組んでいるかというところに地域差が出ている。地域包括支援センターとして関わりやすい課題、関わりにくい課題があるのが現実である。これについては、基幹包括支援センターに、各地域包括支援センターの応援担当職員がおり、個別に相談に乗りながら支援している。また地域づくりセンター長のいる住民自治局とも連携して、35地区の様々な地域課題に対応していくという認識で取り組んでいる。

委員 地域ケア会議を活発に行っている地域包括支援センターにお聞きしたい。積極的に取り組んでいるのはなぜか。

センター長 当センターでは2地区を担当している。1地区は他の地区と同程度の開催であるが、もう1つの地区で多く開催している。同地区では民生・児童委員が約30名おり、前向きな方、地域に貢献してくださっている方が多いことから、その方たちを中心に、心配な方の情報が地域包括支援セ

ンターに寄せられている。地域包括支援センターの役割の1つとして、地域の方と専門職が、一緒に考えていくことが重要と認識しており、相談が寄せられた場合には、本人の許可を得て、一緒に見守っていくため、それぞれが今まで点で見守っていた人たちも横に繋げるという意味で、会議を開催している。民生・児童委員や、場合によっては担当ケアマネからの相談・申し入れによって会議を開催しており、支えてくれる皆さんの意思によって実施できている。

議長 地域ケア会議、個別地域ケア会議の開催に関する枠組みは、当面変更はないということによいか。

事務局 地域包括支援センターと地域づくりセンターのエリアの設定が異なるため、苦勞することもあるが、基本的に35地区の地域活動を拠点に事業展開をしていく。

議長 本日の2番目の報告として、令和6年度地域包括の活動の実績について報告を受けたとさせていただきます。

ウ 居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定状況について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料3に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。
(特に意見等なし)

(2) 協議事項

ア 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置の運用手順について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料4-1から4-4に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

委員 事前に包括の受託法人の間でしっかり協議しないとこの基準がそもそも満たせないという懸念がある。また説明を聞き、欠員となることのないようにするための制度と感じたが、人材育成の手段としても活用していくということか。

事務局 人材育成を目的にこの制度を推奨する意図はない。ただし、資格があっても地域包括支援センターの業務の困難さから配置が困難との意見が受託法人からあることも踏まえ、将来的な人材不足へ備えるための位置づけである。

議長 記載方法を見ると委員の懸念は理解できる。表記に工夫があっても良いのではないかと感じる。事務局からの説明どおり、積極的な活用という認

識ではないということ。

各地域包括支援センターへの説明はどのように行い、理解を得ているのか。

事務局 6月に開催した地域包括支援センター長会で説明し、実際にこの制度を使うことについての意見をいただいた。

委員 採用活動を継続して、なお人材が確保できない場合はどうするのか。

事務局 募集しても専門職種が揃わない期間が長期に続くようであれば、受託法人内で受託そのものについて検討される可能性があるかと認識している。現在は、受託法人内の人事異動で対応いただいております、必要性を理解いただき、配置していただいております。

委員 同一法人内であれば、人事異動で対応できるところ、他法人間では、協議をサポートしないと難しいのではないかと感じる。また福祉人材そのものが特に不足しがちな中で、長期間、人材が不足とならないように仕組みを考えないといけないのではないかと感じる。

議長 昨年度からの継続審議案件のため、今回で内容を決定し、今後は運用しながら、改善していくこととしたい。

委員 運用するとなればハードルが高いが、道筋があるというところが大事と感じる。直近での運用を想定していないため、今回決定して、その後、状況に応じて対応する形が望ましい。

議長 他に意見等ないか

(他に意見なし 承認)

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料5、6に基づき説明

議長 意見・質問等あるか。

(特に意見なし 承認)

(3) その他

松本市終活情報登録制度について

議長 事務局から説明願う。

事務局 別紙に基づき説明

議長 意見・質問等あるか。

委員 遺言書のような法的効力はないとあるが、これでよいのか。

事務局 遺言書そのものを預かったり、その法的効力を担保したりするものではなく、あくまでも遺言書の有無や所在を登録する制度のため、このように記載している。

委員 相続等の関する内容の登録はできないということか。

事務局 相続については遺言書に記載する内容になる。遺言書の内容を登録する制度ではない。

委員 遺言書がない場合、この登録内容が法的に優先されることがあるか。

事務局 相続に関する内容とこの事業で登録した情報で、この事業で登録した内容が優先されるような登録項目にはなっていない。

議長 あくまでも情報を登録するだけの事業である。ただし、終活に関する相談は、登録だけで済むものではないので、この事業の仕組みについて認識が広がらないと、今の委員と同様の疑問が市民から出ると感じられる。また全体として、終活に関する課題を、どのような仕組みでどこの機関が対応するかについての課題がある。厚生労働省のガイドライン等も出ているなかで、今後、新たに地域包括支援センターの業務となる可能性も踏まえて、注視する必要がある。

事務局 本事業について、どのような事業かきちんと説明していくことを意識して取り組んでいる。本事業は終活支援の一部だと考えている。議長の言うように、これから出てくる終活に関する課題を、どこがどのように仕組みづくり、支援につなげていくか、国の動きを注視しつつ、整備に取り組んでいかなければならないと感じている。

ただし、まずは、人生の最期やそれに向かってどう生きるかについて、皆さんで考え始めるきっかけとなるよう、スモールスタートにはなるが、この事業を周知啓発していく。これまでも取り組んできたリビングウィルやエンディングノートにプラスアルファの制度として紹介しながら、考える機会を設けていきたいと考えている。

議長 他に意見等ないか。

(意見等なし)

以上で、本日の会議事項は、すべて終了した。

3 閉会 事務局 午後2時27分 閉会を宣言